

第48回平成24年12月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成24年12月19日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時01分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1	議案第 1 2 3 号	平成 2 4 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑～表決)
日程第 2	議案第 1 2 4 号	平成 2 4 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑～表決)
日程第 3	議案第 1 2 5 号	平成 2 4 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑～表決)
日程第 4	議案第 1 2 6 号	平成 2 4 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑～表決)
日程第 5	議案第 1 2 7 号	平成 2 4 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (質疑～表決)
日程第 6	議案第 1 2 8 号	平成 2 4 年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (質疑～表決)
日程第 7	発委第 3 号	与謝野町議会会議規則の一部改正について (提案～表決)
日程第 8	発委第 4 号	与謝野町議会委員会条例の一部改正について (提案～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

きょうは大変寒い日となりましたが、議場内は、きのうに引き続きまして熱い討論を期待しています。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の日程であります。閉会后、議会運営委員会を直ちに開会いたしまして、その後、活性化委員会の第3班の会議をもつていただくということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思います。

日程第1 議案第123号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。昨日に引き続き質疑を続行します。

質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番(野村生八) 昨日に引き続き質問をいたします。

きのうは準備もなく、資料もなく突然、質問をしましたので、非常にわかりにくい質問になりました。申しわけありませんでした。

再度、質問をするわけですが、質問の趣旨はですね、統合までに7億8,000万円の基金を積むと、今回、24年度の中で、補正予算で5,000万円、23年度の決算剰余金分の中から基金に繰り入れる。この5,000万円の基金については、当然、7億8,000万円の基金を積んでいただく、その余分に5,000万円は積んでいただける。だから8億3,000万円、統合までに基金の準備ができると、そういう形で運営をするのだらうと思っていましたが、きのうの多田議員、塩見議員の答弁では、どうも、そうでないようだということで、急遽、質問をさせていただきました。その点についてお聞きをいたしますので、よろしくお願ひします。

それで、9月議会に出されておりました資料によりますと、現状のとおり否決されましたので、現状のとおり進めばどうなるのかということで、基本的には7億8,000万円の基金を一般会計から足りない部分を繰り出して、そのほかは赤字にならない程度、一般会計からの基金を毎年、出しながら統合前、28年まで進むということを基本にということで、そのシミュレーションがつくられています。こういうシミュレーションに基づいていきますと、統合時点で値上げをし、さらにその後、また、数年で値上げをしなければならない。大変不安定な運営になると、それを回避するために、この9月議会に簡易水道だけ1,900円への値上げを提案された。そのことによって1,900円に上げた場合のシミュレーションでは、その後の値上げをせずに1,900円でずっといけるということでの提案がされました。

その内容はですね、したがって、24年度に3億4,500万円の一般会計からの繰り入れをする。その後は赤字にならない程度、例えば、25年度でしたら約1億5,000万円の一般会計からの繰り入れをして基金に積んでいく、そういうシミュレーションに現行のとおりいけ

ばということになってまして、28年度末で現金預金残高が、8億5,000万円の基金残高で統合を向かえる。そういう形になっています。このままではだめなのということで1,900円に上げた場合も、同じ28年度までは一定、そして、25年から料金1,900円に上げた分、答弁にありました毎年7,000万円ぐらい水道料金の値上げによる黒字がふえる分が見込まれるということで、4年間で2億8,000万円ですか、約3億円、それよりも基金がふえるということで約11億3,000万円ぐらい、28年には基金が積める。それだけの分をもって統合を進めれば値上げしなくても済むという案でした。

一方、水道料金というのは、9月議会にも言いましたが、できるだけ安価で安定した水道を供給するというのは、行政の責任です。この1,900円というのは府下で見ても、大変高い料金です。そういう点では、できるだけ、その値上げ幅を抑える努力をしていただくというのが行政に求められている基本的な立場だと思っています。1,900円もの高い料金を提案された以上、一般会計からの繰り入れの額というのは、この時点で提案された24年度3億4,500万円出すことによって7億8,000万円は出す。その後は赤字にならない程度は毎年、出す。これは、その後の運営がどうなろうとも一般会計から、それだけ出して水道料金を支えていく、そういう姿勢は変わらないものだというふうに思っていました。そうであるならば、24年度に実際、基金からの繰り入れは1億1,000万円、1億2,000万円ぐらいしか出してなくて、3億4,000万円との差額は後年度、財政を見て、手当てしていただくという運営になっているとは思っているわけですが、少なくとも、どの年度に出そうとも、7億8,000万円の基金を一般会計から積んでいく、それ以外に毎年、努力をして黒字分がふえた分は水道料金の値上げだろうと、それが1,900円が1,700円だったり、1,800円だった場合の値上げの黒字分であろうと、支出を減らす努力をして積み上がった黒字分であろうと、7億8,000万円以外に基金を積み上げていって、できるだけ水道料金を低くすると、こういう努力をするのが、基本的な姿勢ではないか、当町の一般会計からの繰り出しの基準は、これを基準にするべきではないかということをきのう、求めて質問をさせていただきましたが、非常にわかりにくかったかもわかりません。

これは企画財政課長にお聞きします。そういう形で一般会計から水道会計に繰り出すということが基本として、私は求められている、そうでないと水道料金が非常に高くなると、こういうことが大事だと思っていますが、この点についての財政担当課長のお考えをお聞きをいたします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） おはようございます。

ご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。まずは7億8,000万円の、いわゆる統合までの目標額を基金に積み立てをさせていただくということ、まず、行っていきたいというふうに考えております。

それ以外の、今、議員、ご指摘のプラスアルファの分につきましては、さらに努力をさせていただきたいという気持ちでおります。今、何年度に幾らとか、最終の総額が幾らとか申し上げることはできませんけれども、7億8,000万円の基金目標額達成以外の分についても、さらに努力をさせていただいて、できるだけ住民負担を抑えていくと、そういう姿勢で、今後も臨んでいきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういうことでしたら、今回、24年度、どういう形で、この5,000万円ちょっとの、23年度の残高が、繰り越しができたのかは別にしてですね、その中から基金に戻す、一般会計に戻さずに基金に繰り入れていただく補正を出していただきました。この5,000万円については7億8,000万円以外の、今、言われた余分の分として残していくという財政運営をしていただくということで、よろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回の補正予算に簡易水道特別会計で基金に積み立てを行おうとしております5,000万円については、統合までの基金、積み立て目標額の7億8,000万円のうちという捉え方をさせていただいております。この5,000万円についての経過をたどりますと、もともと一般会計のほうから簡易水道特別会計のほうに建設事業繰り出しとして行ってきたものが、残ってきているものという解釈をいたしておりますので、そういう意味で7億8,000万円のうちというふうにとらえさせていただいて、なお7億8,000万円にとどかない分について、まず、それを積み立てる努力を、まず、させていただいて、それ以外のプラスアルファの分についても、先ほど申し上げましたような努力はさせていただきたいと、こういう考え方をいたしております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 23年度の一般会計からの繰入金というのは2億3,470万円、そして、繰り出し基準は2億2,453万円、ほぼ繰り出し基準よりも1,000万円多いぐらいしか繰り入れがされていません。5,000万円多く繰り入れがされたわけではないんですね。当然、これは繰り出し、国の計算による繰り出し基準に基づいて繰り出して、簡易水道の運営の中で決算を打って生み出された、いわゆる剰余金、黒字分だと、であるならば、当然、その分が7億8,000万円以外に確保されるべきだと、今後もいろんな形で黒字分が生み出される努力をしても、それが7億8,000万円の中に今後も入っていくことになるのではないかなと、この形ではというふうにはしか見れないんですね。先ほど言われたようなことであるならば、この23年度から、そういう譲与分については、7億8,000万円以外の基金の上積みにして、そして、ぎりぎりまで頑張ってください、その時点での状況を見て、そして、できるだけ低い料金の値上げを提案されるべきではないかと、9月にも言いましたが、大山崎で府営水道の高い水道料金を買ってるために、水道料金が大変高いと、もう10何年、大論争になって、町長選挙も、それで戦われている状況になっている大山崎町でも、1,900円ちょっとの水道料金なんですね、10リ्यूベでいえば、1,942円です。だから、提案された1,900円というのは、本当に府下で見ても高い料金なんです。これをできるだけ下げるといというのは一番基本の運営にしなければならぬというふうに思っていますが、再度、お聞きをいたします。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩します。

（休憩 午前 9時43分）

（再開 午前10時03分）

議 長（赤松孝一） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。
答弁を求めます。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 長らく休憩をとっていただきまして、大変申しわけございませんでした。

内部でも調整をさせていただきました。思いといたしましては、議員がおっしゃいますのは、いわゆる、これまでの経過として繰り出し基準まで満たしてない、なのに引き上げの改正をするということは賛同できないという趣旨だというふうに思っています。

町としましては、その繰り出し基準まで満たす努力を、今後させていただいて、できるだけ簡易水道の料金改定を行う時期なり、引き上げ幅なり、こういったものの住民負担が、できるだけ抑えられるような努力をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 9月議会でも指摘しましたように、そもそもこれは、国が地方の実態を無視して統合を進めている、ここに原因があるのであって、与謝野町に原因があるのではないということにはよくわかっていますので、引き続き、言われたようにシミュレーション、いろんな形でのシミュレーションをしていただいて、しっかりとした形で、できるだけ上げ幅を少なくという形での努力をよろしくお願いしておきたいと思います。

今後また、いろんな形で論議をしたいと思っています。以上で終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第123号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第123号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第124号 平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第124号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第124号 平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第125号 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第125号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第125号 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第126号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第126号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第126号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第127号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、国民健康保険特別会計の補正について質問をいたします。2、3点、まず、13ページですね、この高額医療費の共同事業の関係で、今回、こういった国の制度改正ということになっているんですけども、ここのところの、もう少し詳しい説明をお願いします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 予算書13ページの一番下でございます高額医療費の共同事業の拠出金、それと一番下ですが、保険財政共同安定化事業の拠出金についてでございます。これにつきましては国の要綱の改正によるということで説明させていただいておりますが、聞いておりますところによりますと、基準となります拠出対象額が前期高齢者の被保険者数、これは65才から74才までの対象の方ですが、その割合に係る負担の不均衡が調整されないということが改正前でございます。改正によりまして調整された額で算定することになったということでございまして、全体の拠出額、府内の市町村の拠出額の総額は変わらないわけなんですけど、市町村の、それぞれの按分率が変わったということによりまして、このように高額医療費の共同事業拠出金につきましては1,174万8,000円の増額、もう一つ保険財政共同安定化事業拠出金につきましては147万2,000円の減額というふうに調整されたということでございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これは2カ年度の数字でもって按分をされておるといふように思うんです。そういう理解でよろしいですか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） この拠出金の算定につきましては、府内、過去3年の平均により算出されているというふうに聞いております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、次に15ページの諸支出金の中の償還金ですね、この関係について会計監査の説明を受けましたが、ここのところをもう少し詳しくお願いできませんか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 予算書15ページの中ほどでございます償還金でございます。この中で23償還金利子及び割引料4,359万4,000円ということで大きな数字を計上させていただいております。その中で会計検査によります返還金のご質問かというふうに思っております。

去る4月17日に会計検査院によります検査が、与謝野町で実施されました。その中で平成21年度の療養給付費負担金、それと同じく調整交付金の算定の中で、事務処理の誤りによりまして交付を多く受けていたということが判明いたしまして、精算させていただく中で、488万4,000円の交付過大によりまして、今回、返還金として計上させていただいております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 21年度の療養給付費の、国からもらっている金は約1億円余りですね、いろいろ

るな交付金があるわけですが、この額というのは、あまりにも過大だという気がするんですけども、そういう単なる事務処理で、こういうことが出てくるということは、どうしても理解がしにくいんですけどもね、そのこのところをもう少しお願いいたします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 事務処理のミスに至った要因でございますが、21年度、その当時の担当者によりますと、実績報告を提出するに当たりまして、京都府でヒアリングを受けるわけなんです、その数値の積み上げ等、誤りを指摘を受けて、京都府のヒアリングの時点では正しい数字に訂正させていただきました。その後、国へ報告するに当たり、正しい数字を転記し直して国に報告すべきところ、訂正前の数字を、そのまま使用して国に報告したという、もう明らかに単純な事務のミスということでございます。その結果、負担金が多く、療養給付費の交付金が多く交付されていたということでございまして、この事務処理ミスにつきまして、改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 療養給付費負担金にかかわります会計検査の状況を見ますと、大体その被保険者のカウントが違って返還している場合が多いんですけどね、そういう被保険者の数字だけでは、こういうことにならないと思ったんですが、もう少し、そのこのところをお願いできませんか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 実績報告には数多くの様式がございまして、ちょっと手元に、その全ての実績報告の様式を持っているわけではございませんが、指定されております京都府の様式の一部に積み上げをする様式の中での誤りを、指摘を受けたということで、その単純に被保険者の誤りで、数の報告の誤りとか、そういったことでは、それだけではなく、いろんな数字の積み上げの誤りもあったということで、個別の答弁にはなりませんけども、そういうことが誤りの要因であるというふうになっております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、その関係は、今後、いろいろご苦労いただきますけれど、きちっと国のほうで理解を得られるように、やはり出していただくということが大事なかなと思っておりますが、この29ページの医薬材料費の900万円について、この説明をお願いします。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 予算書29ページ、直診勘定の医薬材料費900万円と、大きな数字を計上させていただいております。24年度に入りまして医薬材料費、毎月、請求がまいります。そういった支払い実績をもとに、現在、年度の途中でございまして6カ月、7カ月分の支払い実績をもとに今後の見込みを立てさせていただく中で、このように大きな数字となったわけなんです、不足ということを見込みまして、大きく900万円という数字を上げさせていただいております。したがって、補正後としまして4,000万円の医薬材料費としての予算額ということになります。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 非常に、この診療所が多くの方に利用されているということの一つのあれになると思うんですけどもね、課長に、そこでお伺いするのは、現在の、その医薬分業について、

医薬の分業ということですね、この町内でもかなり、そういった調剤薬局ができたわけですが、医薬分業についての考え方というのは、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。国におきましても医薬分業というものを推し進められているというふうに承知しております。そういった中で診療所としまして、調剤薬局によりまして院外処方ができるようにという経営の健全化も目指す意味での、そういったことを望む方針も立てさせていただいております。そういった中で、来年の3月に診療所の近隣に調剤薬局ができるというふうに情報もいただいております、現在、診療所の担当、現場の医師と調整をさせていただいております。その薬局も現在、改築の準備に入っており、民家をお借りされるようですので、改築の準備、それから、国への申請というふうな形で準備を進めておられるというふうに聞いております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長から、そういうお話を初めて聞きまして、この医薬分業で非常にしんどいのは、例えば、お年寄りの方が、一旦、診察を受けて、そして、また、薬は、ほかのところでもらってもらわんと、こういうことで心配をしておったわけですが、今、課長のお話を聞きますと、近くにできるのではないかと、この診療所自体もですね、薬剤の在庫を持つ必要が全くないということになるんで、そのことは非常にいいと思うんですが、例えば、そうしますと、往診なんかの場合ですね、この扱いはどういうことになるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。院外処方として在庫の、要するにストックの軽減ということに大変役立つというふうに理解しておりますが、現在、診療所でも在宅当番医ということで、外科の当番も与謝医師会の中でローテーションの中に入れていただいておりますので、日曜日、受診に見えられる方もございます。

それから、先ほど申されました往診の件もありますので、多少の医薬材料費はストックしておいて対応させていただくという予定にしておりますが、大多数、院外処方として、そういった民間の調剤薬局を活用したいというふうに考えております。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、国民健康保険特別会計の補正予算にお尋ねいたします。今、先ほど勢旗議員から質問がありまして、同じことをお尋ねいたしますけど、医療給付費の過大算定に伴う返還金の件でございまして、これが新聞報道されたのが11月3日でございまして、与謝野町は2009年度の国民健康保険一般被保険者の給付金が間違っただけで算定され、国庫負担金446万円、多く受け取ったと指摘され、町は事務の単純ミスとして返還する予定ということでございまして、委員会で説明があったと、今、お聞きいたしました。この新聞報道は488万円になってますけども、ここに上がってますのが4,359万4,000円、この詳細な説明を求めておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えします。15ページの返還金4,359万4,000円の内訳でありますが、先ほど議員、申されましたように新聞報道によりますものとしまして療養給付費負担金が446万円ということでございまして、もう一つ21年度の調整交付金が42万1,000円、合わせまして、先ほど勢旗議員のご質問に488万4,000円というふうに、会検の誤りによります返還金の説明、答弁とさせていただきます

それと4,359万4,000円の内訳でありますが、会検によるもの以外といたしまして、23年度の精算によるものがございまして、内訳としまして、特定検診、それから特定保健指導に係ります23年度の精算といたしまして49万7,000円の返還が生じた。これは国ですけれども、49万7,000円の返還金が生じております。京都府におきましても、その特定検診、特定保健指導で同額の49万7,000円の返還でございまして。

それから、国へですが、出産育児一時金の精算といたしまして6万円の返還でございまして。

それから、もう一つ、国への返還金としまして療養給付費負担金でございまして。9月の決算議会におきましても触れておりますが、23年度におきまして、多くの療養給付費負担金の交付を受けました。それで実質収支としましては4,000万円からの黒字と申しますか、そういった決算を打つことができました。それが24年度に入りまして、精算を打つことによって返還金を生ずるといふふうに9月議会でも申し上げておりました。その数字が3,765万7,000円というふうなことでございまして。そういったこと、今、申し上げましたものを合計いたしますと償還金の予算補正額になるということでございまして。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、二つの点でお聞きしたいと思っております。一説によりますと5年以上経過しても返還する項目が国のほうでできたという点と、この、ここに予算書に上がっております償還金に利子と割引料がつくんですか。割引料は町が負担するという点で、その内訳をお聞きしたいんですけど、利子、割引料は幾らだと。この2点、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。23節で償還金利子及び割引料という節でございまして、その中には延滞金とか加算金とか、そういった類いのものは含まれません。議員おっしゃっていましたが、その5年以上の云々ということをおっしゃったのは、その上の負担金補助及び交付金、還付不能額の返還金2万円、計上させていただいておりますが、これは国保税でいいますと5年間の時効内では法に基づいて課税誤り等に基づく還付はできるんですが、それ以前、5年以前から15年間にさかのぼって賦課誤り等があった場合に対応できるように、ことしの春、税務課のほうでお世話になりまして、町税、固定資産税も含めました還付の不能額の返還金ということで要綱をつくっております。それに対応できるように、このたび2万円の予算計上をさせていただいておりますので、常任委員会では、そのように説明はさせていただいておりますので、その件と、今、混同されているのかなというふうに、ちょっと思いましたので、答弁させていただきます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 複雑な点でございまして。もう一つ、単純ミスであったというふうになされておりますけれども、これも前回、ありましたね、町民から多くもらい過ぎていて返還したと、そのときも

単純ミスだったんですけども、二度続いたわけですけども、何かシステム上の問題があるのか、人的ミスなのか、ここはしっかりと把握してですね、解明しておく必要があるんじゃないかと思うんですけども、人的ミスなんですか、機械的なミスなのか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 国保税の賦課につきまして、昨年度、電算等への入力ミスによりまして、軽減措置ができてなかったということで、記者発表もさせていただいて対応させていただきました。そのときと、今回の会計検査によりミスは明らかに人的ミスということで、職員だけのせいにはできない。組織の問題ではあるんですが、明らかに人的な事務処理ミスということで、今回は、そういったことでございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 前回の、町民からもらい過ぎは入力ミス、機械の入力ミス、今回は人的ミスということなんで、その対策といたしますか、改善策を、もう11月に新聞報道をされたわけですから、改善、あるいは組織の改編をされたんでしょうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 会計検査を受けまして、返還金の額を確定する調整を京都府を通じまして、今日までやらせていただいております。そういった中で、会計検査での事のでんまつを報告する文書も提出させていただいております。毎年、こういった実績報告なりの事務処理をしなければなりませんので、そのたびに、今後におきましても担当者一人に任せ切りにするというふうなことではなく、やはり複数の目でチェックするという体制を徹底するということで、課内でも相談しながら今後、たくさんの、いろんな実績報告等、書類がございますので、その辺を徹底していきたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 民間企業ですと、配置がえとか始末書とかを提出をさせられるわけですけども、本町におきまして、どういう処置といたしますか、どういうペナルティーを科せられるんでしょうかね。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの会計検査により返還金の絡みで申し上げますと、課長が答弁させていただきましたように、国への実績報告をつくる段階で、京都府の事前審査を受けて、そこで誤りを指摘をされて、持ち帰って正しい数字でもって転記をして、実績報告を出すべしというところをうっかりと誤った数字、すなわち京都府で指導をいただいた訂正前の数字を転記してしまったということで、本当に単純なミスであります。今、課長が申し上げましたように、今後は手元のデータはもちろん担当者しか持ってないわけで、それを上席の者が同時に見るということはできませんけども、決裁の段階で数字の間違いないかということを確認すればよかったというふうに思っておりますので、今、課長が申し上げましたように複数の目で、そのことを再度、確認しながら、口頭で確認しながら事務を進めていくということで対処をしてまいりたいと思っております。

それから、昨年、発生をいたしました国保税の課税資料の入力ミスの問題です。これは保健課、それから税務課にかかわる問題でありますけども、この問題につきましても、その後、同じよう

なミスが発生しないようにシステムの見直し、それから、お互いに職員が牽制できるような体制を構築しました。それから、あわせて新聞報道もなされましたけども、処分を、懲戒処分と、それから訓告処分を関係職員には科しております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） 二度同じ課で起こったわけで、同じ国保の問題でございました。ぜひとも、今、副町長から答弁がありましたように、改善策もできたということなので、さらに組織内の規律を求めておきたいというふうに思います。決して、この加悦庁舎に40数名の職員さんが、保健課、福祉課におられまして、人的配置は相当手厚くされているんじゃないかと思います。比較して恐縮ですけども、岩滝へ行きますと、商工業の最前線が7人、8人体制でやっておられます。このアンバランスが非常に町の方向性をあらわしているような気がしてしょうがないんですけども、ぜひとも、そういった点も考え合わせながら職務に取り組んでいただきたいというふうに、切にお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

13番、井田議員。

- 13番（井田義之） それでは国保会計の（第3号）補正について、私も所管の委員会ですので、事務処理的な部分について、ちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。

歳入、直診の部分ですけれども、歳入と歳出、先ほど勢旗議員から出ました医薬品代、歳入も全く一緒のような状態で900万円、970万円ということで、同じような金額で、私は、その薬代が900万円ふえるということは、先ほどもありましたように、結局、実績が、患者さんの数がふえておるということで、当然、歳入もふえておるだろうというふうに思っておりましたら、それがふえてないということで、これお医者さんの報酬はどこから出るのかなと、この補正予算だけ見ると、それで、もう一つはいつもの、いわゆる保健課のほうから予算のときをお願いをしても、予算の編成上の関係でカットされることがあって、医薬品代が不足をしておったんで、これがぼんと上がってきたのかなというふうに、例の企画財政のほうでカットしておったのかなと思ったら、そうでもないということでした。そこでお尋ねしたいのは、いわゆる前に聞いたのと同じことになるかわかりませんが、支払い実績、いわゆる医薬品代がふえるということは、患者さんの数がふえるということだと思えます。それで、この実績からいうと、大体、どれぐらいの患者の数で収入としては、どれぐらいが見込んでおられるのか、900万円に対する、その収入、この点をまず、お尋ねします。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。患者数、受診に来ていただいております患者数の推移を、まず、報告させていただきますと、今年度、24年度の11月末時点で5,920名の方に来ていただいております。月平均しますと740人という実績でございます。昨年度の同時期を比較いたしますと23年度11月末で月599人ということで、月平均140人の方が多く、去年よりも来ていただいております。そういった中で歳入歳出の見込みを補正予算で計上させていただいておりますが、薬剤費につきましては900万円という大きな数字を上げさせていただいております。それにつきましては、先ほども答弁で申し上げましたが、支払い実績、これまでの毎月の支払い実績を月平均で出す中で、今後の見込みを出させていただ

ております。

歳出の予算の見方としまして、支払い遅延等が起きないように多少上積みといたしますか、そういったことも考慮しながら、今の時点での年度間予想額を計上させていただいております。

それと、歳入のほうなんです、診療報酬は2カ月おくれで入ってくるという事情もありまして、12月補正を上げる時点では4カ月、5カ月程度の収入実績のもとに収入の見込みを立てさせて、これが、そのまま推移したという前提で見込みを立てさせていただいております。そういった中で、今の時点では、今後の経過によって不確定要素も多いことから、歳入については、どうしても少な目にといたしますか、そういった形での計上をするということになります。そういったことがございまして、歳出の増額の割には歳入としての診療収入の増が少ないのではないかというふうなご指摘もあるんですが、年度が進みまして3月補正に入りますと、年度末も近づく中で、もっと正確な数字として上げさせていただけるのではないかとこのように思っておりますので、12月、今回の補正の時点では不確定要素が多いという理由もあり、このようにさせていただいております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 13番（井田義之） 委員会でも、そういうような、歳入については抑えておるんだというような、抑えておるという言葉が正しいかどうかわかりませんが、抑えておるんだと、支出については払わなければならないというようなことがありましたんですが、そこで企画財政課長にお尋ねするんですけども、企画財政課長のほうにも保健課からも相談されたというようなことも聞いておりますので、こういう場合、結局、いわゆる歳出だけは計上すると、歳入については5カ月の実績を見てということなんですけれども、やっぱり7カ月の実績で支出を見る場合には、当然、歳入の場合も7カ月を予測をする中で、しっかりとした実績を見るべきやないかなと、例えば患者さん一人に対して薬代が幾らあれば当然、歳入も幾らあるというのは、見通しは立つと思うんです。それを3月で最終的に補正をされるというのは、私は十分理解できるんですけども、この時点で3月で整理ができるというようなことについては、ちょっと何か数字だけ見の中でちょっとおかしいなという気がするんですけども、企画財政課としては、こういう処理の方法というのは妥当だということなんでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。妥当だというふうに考えております。今も保健課長が申し上げましたように、まだ、今後、3月までの期間を残す中では、不確定な要素、あるいは不測の事態、こういうことも考えられるわけですので、歳入については極力確実な歳入を見込んで控え目にさせていただくことで弾力的な会計運営ができるのではないかとこのように考えておりますので、今回、もう少し多目の収入要求はございましたが、ある程度、抑えて査定もさせていただいて、この430万円ということにさせてもらっているということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 13番（井田義之） 我々は、私は特に、ここの数字だけ見て、やっぱり判断するわけですね、予算でも何でもそうなんですけれども、事細かく3月には、こうなるんでしょうかというようなことは、あまり聞かずに結局、今回の12月の補正については、12月の補正の中で聞くと、先ほど言いましたように、だから、これだけを見たら、企画財政課が予算のときに医薬品代を抑えてしてお

ったから、こういう状態が起きたのかなという判断しかできんわけです。だから、そのことが企画財政課として正しいと言われれば、それが正しいのかなということで理解する以外にないのかわかりませんが、何か不自然だなという気がしております。

そこで、もう一つお尋ねいたしますけれども、いわゆる直診勘定の中で、町からの持ち出しが、当初予算が幾らで、今回、こうして患者数がふえていったということで3月末の見通しとしては、大体どれぐらいの持ち出しになるのか、お尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。診療収入につきましては、先ほど申しましたように補正予算計上の上では控え目に見ているということの中で、決算見込みはどれぐらいであろうというふうなことを現時点での収入実績をもとに原課の中で見込みを立てさせていただいております。その中で、現時点での収入実績、今回、補正を上げさせていただく中で7, 343万円という補正後の数字になります。その数字が、現時点での見込みを年度末までいきますと約500万円、あとふえるのではないかとというふうに見込みを立てさせていただいております。したがって、繰入金として24年度当初に赤字補填として施設整備分は除きまして、赤字補填として2, 300万円を、予算をみていただいておりますので、そこから約500万円程度、減額できるのではないかなということを現時点では見込みを立てさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） もう一つあれしますけど、当初予算を組むときには、23年度なら実績、22年度の実績をもとに当初予算を組まれるわけですね。そして、結局途中で、それよりもふえたらふやしていく、減ったら減らしていくという状態だと思うんです。だから、私が言いたいのは、結局、いわゆる、その途中で片ほうだけふやして、片ほうだけ減らすとかいうことというのは、大変わかりにくいと、例えば、今、言うておられる500万円ぐらい増になるのかなということならば、もう既に実績が上がっておる部分、今の時点で250万円、半分でもね、収入のほうに入れていただければ、こんな質問をせずに済むのかなというふうに思うんですが、全く入りと出が一緒のような数字が上がってくると、どうしても、先ほど言いましたお医者さんの、頑張っているお医者さんの報酬は、どこから出るのかなということになりますので、そういうようなことをできるだけ協議をしていただいて、何とか、もう少しわかりやすい補正を上げていただけるとありがたいなというふうに思います。

企画財政課長、これが妥当だということなんですけれども、そういうようなことを考慮してもらうというのは、どうでしょうね。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 財政の係といたしましては、歳出については、できるだけ抑制をしていただく、歳入については確実な歳入を見込む、こういった方針で今後も臨んでいきたいというふうに思っております。

1 3 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第127号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第127号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第128号 平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第128号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第128号 平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 発委第3号 与謝野町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

発委第3号 平成24年12月12日

与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会運営委員会委員長 有吉正

与謝野町議会会議規則(平成18年議会規則第1号)の一部を改正する規則の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議長(赤松孝一) 提案議員の提案説明を求めます。

有吉議員。

3番(有吉 正) それでは、提案理由の説明をさせていただきますが、これも地方分権によって、

市町村の議会で規則にきちんとうたいなさいということでございます。提案理由は読み上げさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、議会における公聴会の開催、参考人の招致については、委員会についてのみ規定されていたものが、本会議においても行えることを明確に位置づけ、もって議会における住民参画の機会を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより発委第3号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、発委第3号 与謝野町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 発委第4号 与謝野町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

発委第4号 平成24年12月12日

与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会運営委員会委員長 有吉正

与謝野町議会委員会条例（平成18年条例第217号）の一部を改正する条例の提出について上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議長（赤松孝一） 提案議員の提案説明を求めます。

有吉議員。

3番（有吉 正） 失礼します。先ほどと同様、地方分権によって町の条例にうたうものでございます。

提案理由を読ませていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、委員会に関して常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に条建てされていたものを一つの条文に統合するとともに、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたため、所要の改正を行うものでございます。以上であります。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより発委第4号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、発委第4号 与謝野町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回の本会議は1月15日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

お疲れさんでございました。

（散会 午前11時01分）